

ひとり親家庭等への家賃の補助を行います

— 富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金 —

ひとり親等^{※1}の世帯が、「公共交通沿線居住推進補助対象地区」^{※2}の民間賃貸住宅へ転入・転居する場合、家賃の補助を行います。

◇「まちなか」「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外から転入又は転居された方に限ります。

◇「まちなか」^{※3}へ転入又は転居する場合は、「富山市まちなか住宅家賃助成事業」にて補助を行います。

※1「ひとり親等」とは

児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格認定者又は富山市ひとり親家庭等医療費助成の受給資格認定を受けている方。

※2「公共交通沿線居住推進補助対象地区」、※3「まちなか」とは

鉄軌道の駅や運行頻度の高いバス路線のバス停の周辺を「公共交通沿線居住推進補助対象地区」、富山駅及び中心商店街周辺の都心地区を「まちなか」として指定しています。それぞれの地区は、裏面でご確認ください。

主な補助要件

- ・ひとり親等であること。
- ・平成27年4月1日以降に「まちなか」「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外から転居又は転入された方であること。
- ・世帯の合計所得月額が44万5千円以下であること。
- ・自己の居住用として契約し、居住していること。

補助月額と交付期間

補助金の金額は、毎月の契約家賃から勤務先から支給される住宅手当を差し引いた額（千円未満切捨）です。ただし、限度額は月額1万円とします。補助金は6ヶ月ごとに交付し、3年間交付を受けることができます。

申請場所

富山市役所居住対策課（6階東館）に申請書を提出してください。

※申請書は富山市ホームページからダウンロードすることができます。

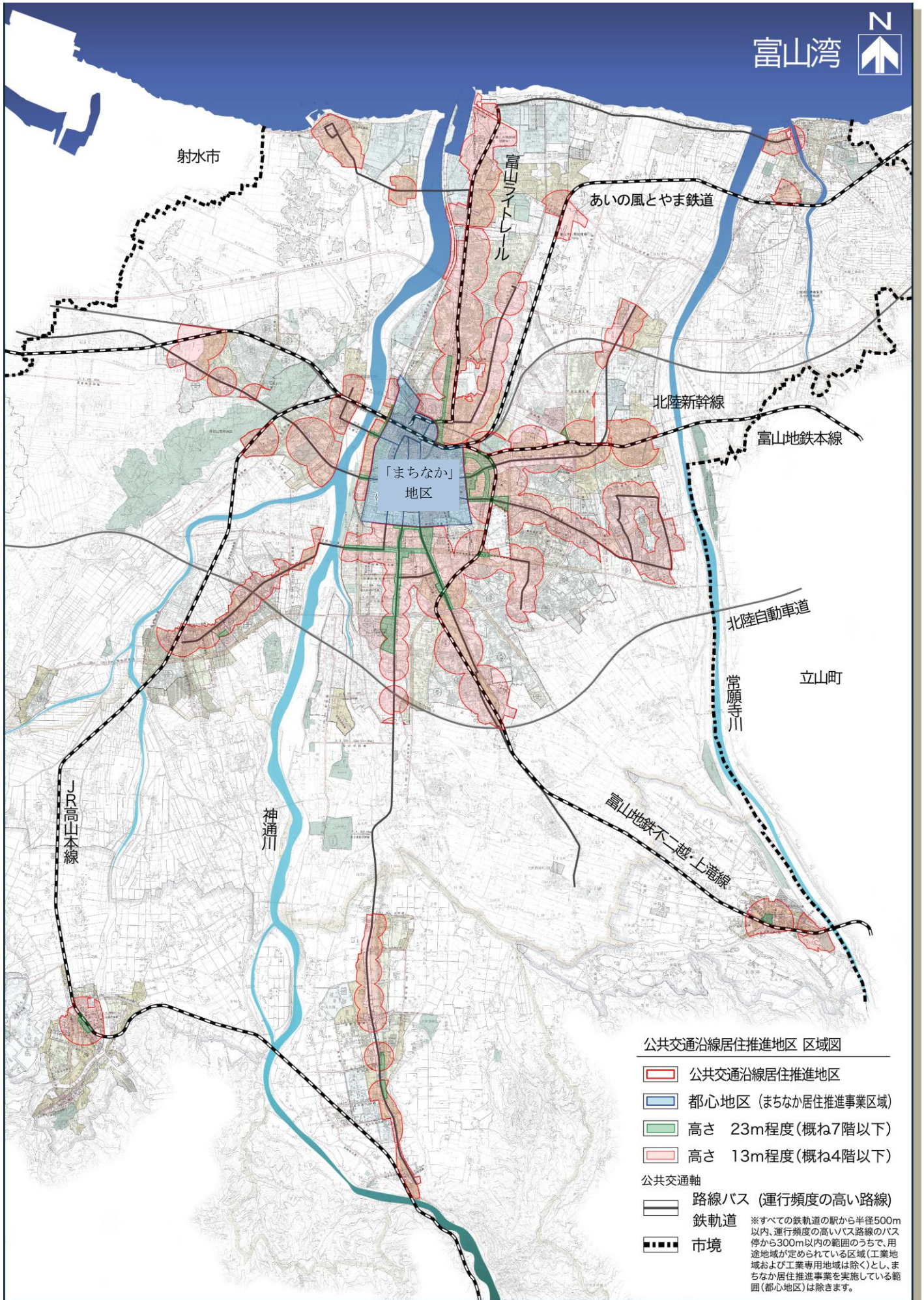
（富山市ホームページから「家賃助成」で検索）

詳しくは、下記までお問い合わせください。

（問い合わせ先）富山市役所 活力都市創造部 居住対策課

☎ 076-443-2112

「まちなか」「公共交通沿線居住推進補助対象地区」区域図



公共交通沿線居住推進地区 区域図

- 公共交通沿線居住推進地区
- 都心地区 (まちなか居住推進事業区域)
- 高さ 23m程度 (概ね7階以下)
- 高さ 13m程度 (概ね4階以下)

公共交通軸

- 路線バス (運行頻度の高い路線)
- 鉄軌道
- 市境

※すべての鉄軌道の駅から半径500m以内、運行頻度の高いバス路線のバス停から300m以内の範囲のうち、用途地域が定められている区域(工業地域および工業専用地域は除く)とし、まちなか居住推進事業を実施している範囲(都心地区)は除きます。